広島市告示第107号 令和7年3月3日

広島市市税条例(昭和29年広島市条例第25号)第34条の6第1項第3号の寄附金として、平成21年6月25日付け広島市告示第279号において指定を行った次の者に対する寄附金に関して、令和6年12月24日以後に支出された寄附金については当該指定を取り消したので、同条第5項の規定により告示する。

広島市長 松井一實

名称	所在地	取り消しの理由
学校法人広島信望愛	広島市中区幟町4番4	特定公益増進法人であることの証明書の証明期間満了のため
学園	2号	(令和6年12月23日まで)